



第3期

中土佐町

子ども・子育て
支援事業計画



概要版



令和7年3月
中土佐町

1 計画策定の趣旨

核家族化や地域のつながりの希薄化、就労する保護者の増加など、社会生活上の大きな変化が生じ、子どもや子育てをめぐる環境は依然として厳しい状況にあります。子育てをしていくにあたって、不安や孤立、負担を感じる家庭も少なくなく、社会全体で子育てを支援していく体制づくりが重要となっています。

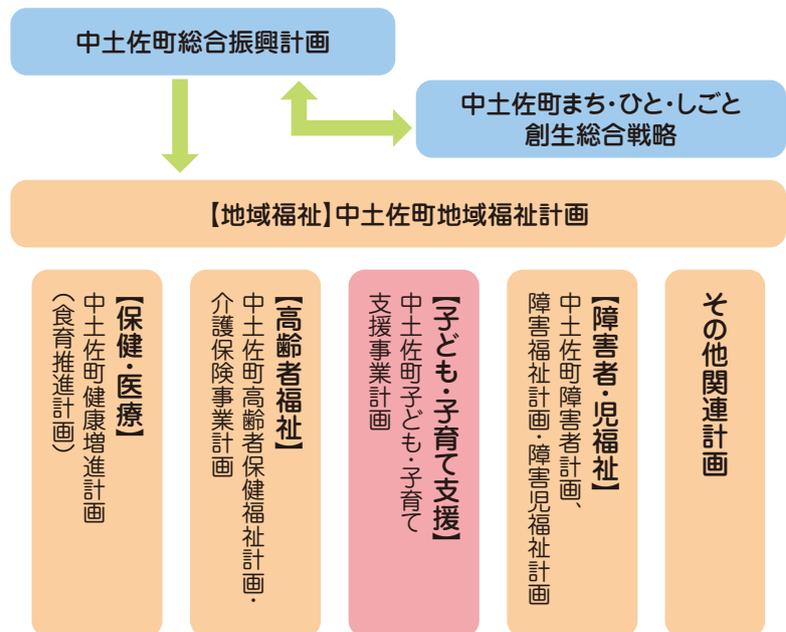
中土佐町では、こうした動向を踏まえ、平成27年3月に「中土佐町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援に関する各種事業の推進に努めてきました。その後、計画が終了する令和元年度にそれまでの取組を振り返った上で、「第2期中土佐町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て環境の整備などをさらに進めてきました。

このたび、第2期計画がその計画期間を終了することを受けて、これまでの町の取組を振り返るとともに、今後の子ども・子育て支援における本町のあり方を定め、計画的に推進していくため、「第3期中土佐町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、子ども・子育てに関する総合的な役割を有する計画であることを踏まえ、次世代育成支援対策の内容を含む計画として策定しています。

計画の策定にあたっては、町の「中土佐町総合振興計画」や「中土佐町地域福祉計画」を上位計画とする福祉分野の計画との整合性を保つとともに、関連する他の福祉計画と連携を図りながら策定しています。



計画期間

本計画の計画期間は5年間（令和7年度～令和11年度）とし、時勢の変化等の必要に応じ、随時見直しを行います。

計画の策定体制

◆ 中土佐町子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、「中土佐町子ども・子育て会議」を開催し、計画内容について審議のうえ策定しました。

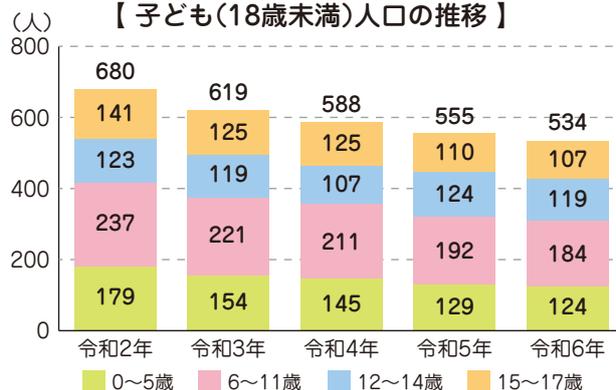
2 中土佐町における子ども・子育てを取り巻く現状

子ども人口の推移

本町の子ども人口は減少して推移しており、すべての年齢階層で減少傾向が続いています。

特に「0～5歳」の就学前児童の減少が顕著となっており、今後も少子化と人口減少は長期的に進行することが見込まれています。

【子ども(18歳未満)人口の推移】



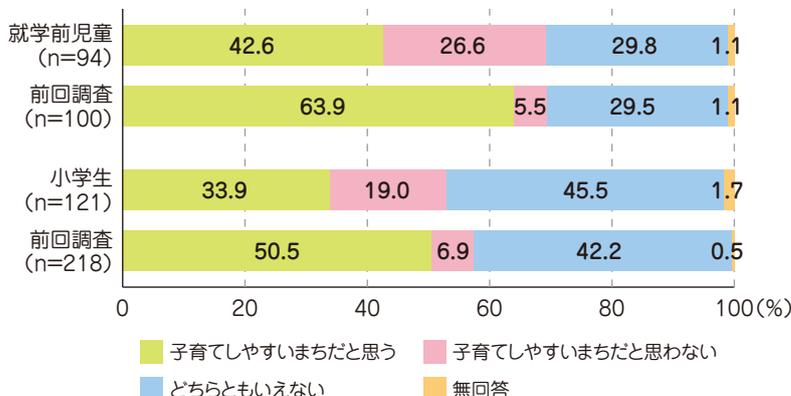
資料：住民基本台帳（各年4月1日）

町の子育て環境について

アンケート調査で中土佐町は子育てしやすいまちだと思うか尋ねたところ、就学前児童では「子育てしやすいまちだと思う」が42.6%、小学生では「どちらともいえない」が45.5%で、それぞれ最も多くなっています。

前回調査と比べると、「子育てしやすいまちだと思う」は就学前児童で21.3ポイント、小学生で16.6ポイント、それぞれ大きく減少しています。

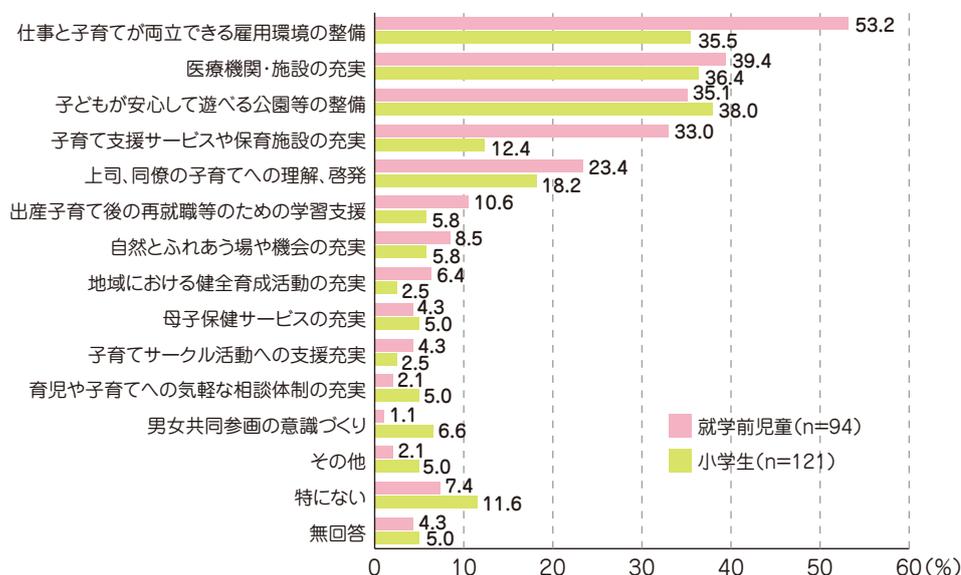
【子育てしやすいまちだと思うか】



子育て環境等を改善するために今後重要となる取組

アンケート調査で子育て環境等を改善するために今後重要だと思う取組についてたずねたところ、就学前児童、小学生とも、「仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備」のほか、「医療機関・施設の充実」「子どもが安心して遊べる公園等の整備」といった生活環境に関する回答が多くなっています。

【今後重要だと思う子育て支援施策】



3 子ども・子育て支援施策の充実に向けた今後の課題

多様なニーズに合わせた切れ目のない支援体制の整備

妊娠出産・乳幼児期は、子どもにとって基本的な生活習慣を整え、人格形成の基礎づくりをする大切な時期にあり、親や家庭の関わり方が重要となります。一方で、少子高齢化や核家族化の進行、地域社会の変化に伴い、妊娠・出産・子育てに不安を感じる家庭が少なくありません。

子育て中の親が育児に対して少しでも余裕を持ち、親としての役割を發揮できる社会を構築するために、妊娠・出産・子育て・保育等、子どもや保護者の多岐にわたる悩みや不安を相談できる親支援の体制や情報提供のさらなる充実を図っていく必要があります。

また、子どもの成長に応じて必要とする支援内容は変化していくことを踏まえつつ、すべての子ども・子育て家庭が安心感や充実感を得られるような地域子ども・子育て支援事業の充実を図っていく必要があります。

あらゆる子育て家庭を地域全体で支える環境の整備

子育ての第一義的な責任は父母その他の保護者が有していますが、次代の社会を担う子どもを健やかに育むことは、地域や社会全体で取り組むべき課題であり、子どもとその家庭に対する支援に取り組む団体や機関、行政などが相互に連携することで、活動をより効果的なものとし、地域全体の子育て支援機能を高め、子育てしやすいまちづくりを推進していくことが求められています。

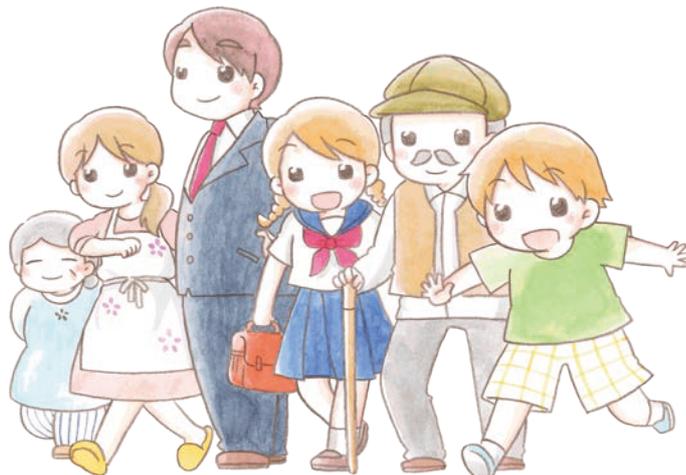
個別に配慮を必要とする子どもを含めたすべての子どもたちを地域全体で子育てする意識の醸成、子育てボランティア・子育て支援団体の育成など、地域が一体となって子育てを支援する体制づくりを継続的に推進していく必要があります。

また、子ども同士が成長に合わせ自ら主体的に社会性を身につけるため、子どもの体験的活動の促進を図るとともに、思春期における心身の急速な成長と生活習慣の乱れなど不安定な状態に対し、正確な知識の普及や子どもの悩み相談を直接受ける体制の充実を図っていくことが重要です。

親子が安心して暮らせる生活環境の整備

子どもたちや子ども連れの保護者、妊産婦にとって、不安やストレスを感じる事のない、安全・安心な子育てしやすい生活環境が整備されていることは、子どもたちの健全な成長につながっていくことから、引き続き遊び場としての公園の整備、公共交通機関の確保など子育て家庭にやさしい生活環境の確保に向けて取り組んでいく必要があります。

また、親子が安心して暮らしていくためには、道路や交通の安全確保や防犯・防災対策の充実、まちのバリアフリー化等様々な環境整備を進め、安全・安心な環境づくりを進めていく必要があります。



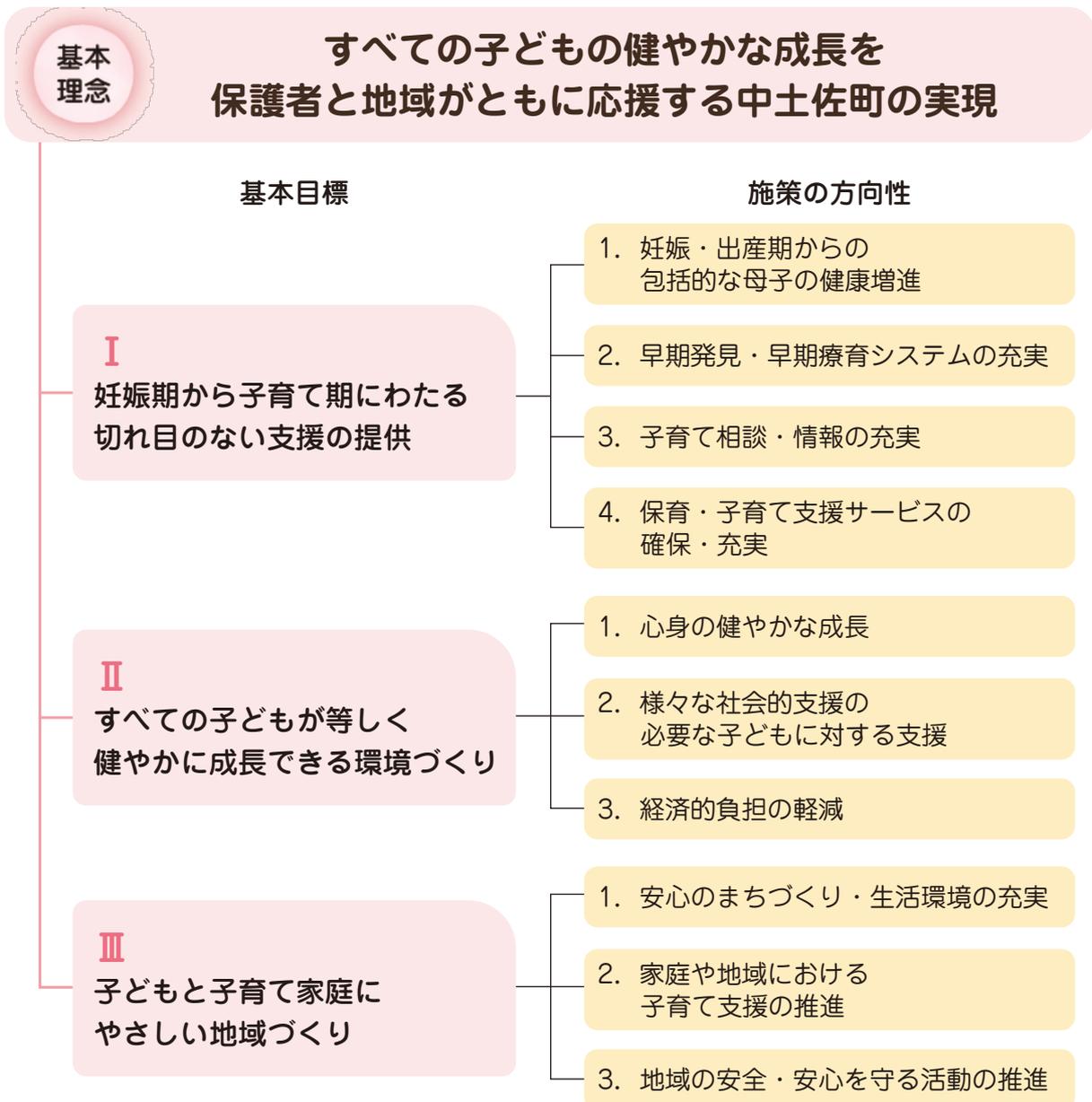
4 計画の基本的な考え方

行政は、子育ては「第一義的には父母その他の保護者が責任を持つ」という基本的認識を前提としつつ、子ども・子育て支援のための施策を質・量ともに充実させていく必要があります。

一方で、望ましい子育て環境は、単に保育サービスや子育て支援メニューを充実させたり、子育て家庭への経済的支援を行ったりするだけで実現できるものではありません。「家庭」「地域」「行政」が少子高齢社会の現状と課題について正しく認識した上で、それぞれの責任と立場で、子どもを取り巻く環境について考え、安全・安心な子育て環境の推進に取り組むことが必要です。

このような考え方を踏まえ、本計画においてはこれまでの基本理念を継承しつつ、より子育てしやすい中土佐町の実現に向けた各施策を展開するとともに、地域全体で、子どもや子育て家庭を支える社会の構築を目指します。

また、基本理念に掲げるまちの実現に向け、課題の解消を目指した基本目標を掲げるとともに、基本目標に対応した次の施策体系により、施策の展開を図ります。



5 施策の展開

基本目標の実現に向けて、今後の町の基本施策（町の取組）を次のとおり定め、計画を推進します。

基本目標 1 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の提供

(1) 妊娠・出産期からの包括的な母子の健康増進

母親が健やかに妊娠期を過ごし、安心して出産期を迎え、その後も喜びを感じながら子育てができるよう、健康診査や訪問指導などの各種母子保健事業の充実を図ります。

また、こども家庭センター（母子保健機能）を中心として、妊娠・出産期から子育て期まで切れ目のない子育て支援体制のさらなる強化を図り、一人ひとりの保護者やその子どもの状況に合わせた適切な支援を提供していきます。

(2) 早期発見・早期療育システムの充実

一人ひとりの子どもの発達の状態について健診等により適宜確認を行い、その保護者とその状況を共有し、早期発見と早期療育に向けた体制の構築を図ります。

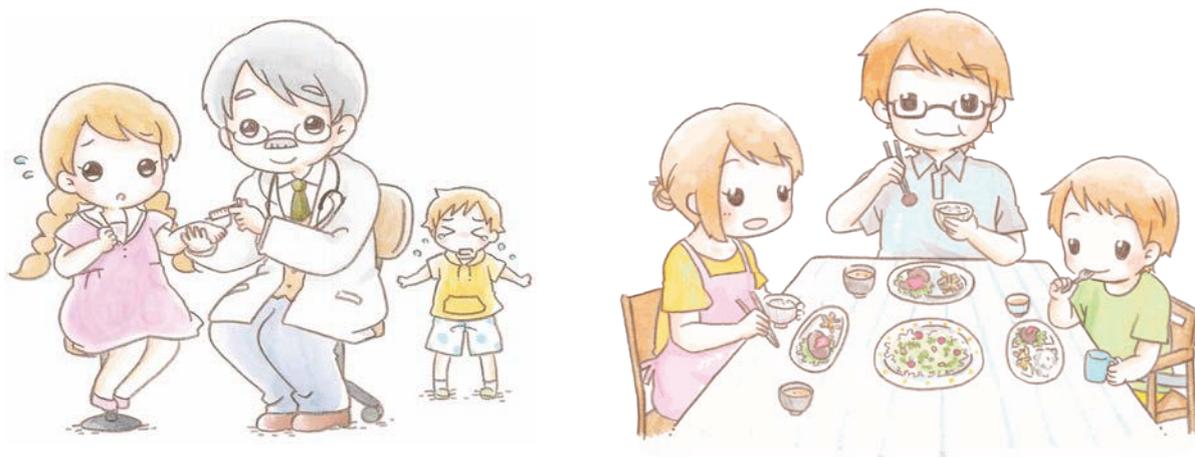
(3) 子育て相談・情報の充実

子育てに関する正確な情報を必要とする保護者に届けられるよう努めます。

また、すべての子育て家庭が、不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てができるように、身近なところで子育てについて相談できる場の提供や訪問等を行い、子どもの成長支援と保護者の育児負担の軽減を図ります。

(4) 保育・子育て支援サービスの確保・充実

サービスの利用を希望するすべての保護者が円滑に利用することができるよう、適切な施設の改修・整備や人材の確保を図り、サービス提供体制（量）を確保するとともに、サービスの質の向上に向けた取組を進めます。



基本目標 2

すべての子どもが等しく健やかに成長できる環境づくり

(1) 心身の健やかな成長

食生活など、日々の生活における健康づくりについての知識を普及・啓発するなど、子どもの成長、発達に合わせた食育を推進します。また、子どもの心身や権利を守ることができるよう、人権や道徳について学ぶ機会を提供するとともに、薬物などによる害や防衛手段などについて、知識を共有していきます。

さらに、青少年が直面する問題や不安、悩みの相談に対し、健全育成や自立を目指したきめ細かな相談活動を展開します。

(2) 様々な社会的支援の必要な子どもに対する支援

要保護児童対策地域協議会を中心に虐待防止ネットワークを強化し、関係機関の連携のもと、児童虐待に関する情報の共有と、早期発見、早期対応に努めます。また、障害や発達の遅れ等により支援が必要な子どもの健全な発達を支援するため、子どもの特性に応じた適切な指導及び支援の方法等についての助言を行います。

さらに、家庭の経済状況等によって、子どもや若者の将来の夢が絶たれたり進路の選択肢が狭まったりすることなく、支援を必要とする子どもとその保護者が必要な支援を受けられるよう、家庭の状況にあった既存のサービスや各種情報を提供しながら、ひとり親家庭に対する経済的支援や養育支援の充実を図ります。

(3) 経済的負担の軽減

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、現在、子育て家庭に対して実施している各種手当等の経済的支援をより一層充実させるとともに、支援を必要とする方への周知に努めます。

基本目標 3

子どもと子育て家庭にやさしい地域づくり

(1) 安心のまちづくり・生活環境の充実

より子育てしやすいまちを目指して、安全で快適な道路づくりや公園・広場等の整備を進めます。

また、今後も子どもや子育て家庭が安心して本町で住み続けることができるよう、災害に備えた整備を進めるとともに、交通安全意識の向上を図ります。

(2) 家庭や地域における子育て支援の推進

子どもやその保護者の生活環境の変化等について理解・対応しつつ、地域全体で子どもやその保護者を支えていけるよう、多世代交流の場の提供や、地域を見守る民生委員・児童委員や関係機関等との連携強化を推進するとともに、ワーク・ライフ・バランスの向上を図り、子育てしやすいまちづくりを進めます。

(3) 地域の安全・安心を守る活動の推進

地域住民の協力を得ながら、登下校時における子どもの見守り活動などを行い、安心して生活できる交通環境の維持と防犯体制の強化・維持を図っていきます。

6 保育・教育、地域子ども・子育て支援事業等の提供

子ども・子育て支援制度の実施にあたっては、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業等の現在の利用状況や利用希望を把握し、求められる事業量に応じたサービスの確保を図ることが大切です。

本計画を策定するにあたって実施したアンケート調査及び第2期計画期間におけるサービスの利用実績等を総合的に考慮し、本計画期間において求められる事業量の見込みを算出します。

教育・保育提供区域の設定

「教育・保育提供区域」とは、子ども・子育て支援事業計画に基づいて実施される教育・保育サービスを、需給のバランスをみながら提供するために設定するものです。

「第2期中土佐町子ども・子育て支援事業計画」では、計画策定時の地理的条件や人口、その他社会的条件等を総合的に考慮して町全体を1区域とする教育・保育提供区域を設定しています。

現在も待機児童が発生していないほか、子育て環境に大きな影響が生じる開発等が行われていないことから、本計画においてもこの区域の考え方は継承するものとします。

児童数の推計

本計画期間における児童数を以下のように見込みます。

年齢	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	15	14	13	12	11
1歳	15	15	14	13	12
2歳	18	15	15	14	13
3～5歳	67	60	56	51	47
6～8歳	87	80	72	65	60
9～11歳	94	92	87	81	73
計	296	276	257	236	216



教育・保育の量の見込みと確保方策

本町では、特定教育・保育施設2か所（町立久礼保育所、町立大野見保育所）で教育・保育ニーズに対応しており、1～5歳児については、すべての児童を受け入れることが可能です。一方、0歳児については令和9年度までは不足することが見込まれますが、定員の弾力化を行うことで利用ニーズに柔軟に対応していきます。

（単位：人）

	認定区分	確保施設	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1号認定（3～5歳）	—	0	0	0	0	0
	2号認定（3～5歳）	—	67	60	56	51	47
	（教育ニーズ）	—	0	0	0	0	0
	（保育）	—	67	60	56	51	47
	3号認定（0～2歳）	—	41	37	36	33	31
	2歳	—	18	15	15	14	13
	1歳	—	15	15	14	13	12
	0歳	—	8	7	7	6	6
確保方策	1号認定（3～5歳）	—	—	—	—	—	—
	2号認定（3～5歳）	保育所	94	94	94	94	94
	（教育ニーズ）	—	—	—	—	—	—
	（保育）	保育所	94	94	94	94	94
	3号認定（0～2歳）	保育所	56	56	56	56	56
	2歳	保育所	27	27	27	27	27
	1歳	保育所	23	23	23	23	23
	0歳	保育所	6	6	6	6	6
過不足※	1号認定（3～5歳）	—	—	—	—	—	—
	2号認定（3～5歳）	保育所	27	34	38	43	47
	（教育ニーズ）	—	—	—	—	—	—
	（保育）	保育所	27	34	38	43	47
	3号認定（0～2歳）	保育所	15	19	20	23	26
	2歳	保育所	9	12	12	13	14
	1歳	保育所	8	8	9	10	11
	0歳	保育所	▲2	▲1	▲1	0	1

※過不足＝確保方策の人数－量の見込みの人数

◆ 認定区分について

認定区分	子どもの年齢	対象事業（施設）	主な対象者
1号認定	満3歳～就学前	● 幼稚園 ● 認定こども園	専業主婦（夫）家庭 就労時間の短い家庭など
2号認定	満3歳～就学前	● 幼稚園（就労している） ● 保育園・認定こども園など	共働き家庭など
3号認定	0～2歳	● 保育園・認定こども園 ● 地域型保育 など	共働き家庭など

地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備

すべての子育て家庭を支援するため、地域子育て支援拠点事業や一時預かり、放課後児童クラブなど、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を行う事業です。社会情勢の変化等を鑑みながら、保護者のニーズに応じてサービス提供体制の充実を図っていきます。

事業	事業の内容	整備方針
①利用者支援に関する事業 (利用者支援)	保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、適切なサービスや支援機関等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う事業です。	令和7年度からこども家庭センターを設置予定であり、母子保健と児童福祉の相談支援機能を一体化することで、切れ目のない支援をより確実に行っていきます。
②地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	乳幼児とその保護者が相互交流を行う場所(子育て支援センターはぐ)を開設し、子育ての相談、情報提供、助言等を行う事業です。	今後も地域や関係機関と連携しながら、利用者のニーズに対応できるよう適切な事業の実施に努めます。
③妊婦に対する健康診査を実施する事業 (妊婦健診)	妊婦の健康の保持や増進を図るため、妊婦に対する健康診査として①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に適時に応じた医学的検査を実施する事業です。	引き続き適切な事業の実施に努めます。
④乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。	引き続き適切な事業の実施に努めます。
⑤養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭に対して、その状況等に応じた支援を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。	引き続き適切な事業の実施に努めます。
⑥子育て短期支援事業	保護者の疾病などで、家庭での養育が一時的に困難になった子どもを児童養護施設などに預け、必要な養育を行う事業です。	引き続き適切な事業の実施に努めます。
⑦病児・病後児保育事業	病児・病後児について、病院・保育所などに付設された専用スペースにおいて、看護師などが一時的に保育を実施する事業です。	施設的な問題や看護師等人員の面で厳しいのが実情です。広域的な提供体制の確保を含めた検討を行います。
⑧一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対し、主として昼間において、保育所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。	引き続き、保護者のニーズに対応した一般型による提供体制を整備し、適切な事業実施に努めます。
⑨時間外保育事業 (延長保育)	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日、利用時間以外の日及び時間において、保育所において保育を実施する事業です。	本町では実施していませんが、今後ニーズの増大がみられた際には、実施についての検討を行います。

事業	事業の内容	整備方針
⑩子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	子育ての援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。	令和7年度からファミリー・サポート・センターを開設し、サービスを提供していきます。また、周知、広報を地域ごとに行い、提供会員、依頼会員の確保を図ります。
⑪放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学生児童に対し、授業終了後における適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を図る事業です。	今後も学年を問わず、本事業の利用を希望するすべての児童が利用できるよう、弾力的な運営と指導員の確保等を進めていきます。
⑫子育て世帯訪問支援事業	出産後間もない産婦のいる世帯や幼いきょうだい等の世話をするヤングケアラーのいる世帯等に対し、家事支援事業者が訪問し、日常的に行う必要がある家事の支援を行う事業です。	家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭などに対する、家事・育児等の支援実施に向けた検討を行います。
⑬児童育成支援拠点事業	養育環境等に関する課題を抱える児童に生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関との連絡調整を行い、また、必要に応じて保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。	町内の児童の生活状況等を考慮し、必要と判断された場合、実施に向けた検討を進めます。 ^(※)
⑭親子関係形成支援事業	親子間の適切な関係性の構築のため、児童及びその保護者に対し、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、助言その他の必要な支援を行う事業です。	子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に、子どもとの関わり方等を学ぶペアレントトレーニング等の支援を検討します。 ^(※)
⑮妊婦等包括相談支援事業	妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。	令和7年度からは、妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等(伴走型相談支援)を行う「妊婦等包括相談支援事業」を実施し、様々な不安、悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげていきます。
⑯産後ケア事業	産後1年以内の産婦・乳児に対して、訪問、通所又は宿泊により心身のケアや育児のサポートを行う事業です。	引き続き適切な事業の実施に努めます。
⑰実費徴収に係る 補給給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。	現在該当する事業は実施していませんが、社会情勢の変化や町内の保護者の生活状況等を考慮し、必要と判断された場合には、実施に向けた検討を進めます。
⑱多様な主体が本制度に 参入することを促進する ための事業	多様な民間事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。	現在該当する事業は実施していませんが、今後特定教育・保育施設等の設置または運営促進が必要と認められた場合、その実施時期や手法等について検討を進めることとします。

※令和7年3月時点未実施

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の提供体制の整備

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）は、0歳6か月から満3歳未満の未就園児を対象として、月一定時間までの利用可能枠の中で保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる事業です。

本町では、一時預かり事業を行っており、こども誰でも通園制度との兼ね合いを考慮しながら令和8年度からの当該制度の本格実施を見据え、対応施設や円滑な運営体制の整備に努めます。

7 計画の推進

推進体制の構築

本計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉、教育・生涯学習、就労・雇用、交通・防犯などの様々な施策分野にわたります。このため、子ども施策に関わる関係部署間の緊密な連携に努めながら、総合的で効果的な計画の推進を図ります。

計画の進行管理

本計画の進捗状況については、教育委員会が中心となって適宜、関係各課の施策・事業の実施状況を点検・評価するとともに、必要に応じて子育て支援についての検討を行い、その結果をその後の対策や計画の見直しなどに反映させていきます。

また、子育て支援の取組には、町が単独で実施するもののみならず、制度や法律に基づく事業が含まれていることから、町民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い子育て支援となるよう、国や県、近隣市町との連携を深めていきます。



第3期中土佐町子ども・子育て支援事業計画

発行：令和7年3月

編集：中土佐町教育委員会

〒789-1301 高知県高岡郡中土佐町久礼6663-1

TEL：0889-52-2661 FAX：0889-52-2013